

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 13 条の規定による立入 検査等及び報告に関する省令

平成 21 年 5 月 18 日農林水産省令第 31 号

(独立行政法人農林水産消費安全技術センターの報告)

第 1 条 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第 13 条第 3 項の規定による報告は、遅滞なく、同条第 1 項の規定による立入検査又は質問をした場合にあっては第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を、同項の規定による集取をした場合にあっては第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 立入検査、質問又は集取をした製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 立入検査、質問又は集取をした年月日

三 立入検査又は質問の結果

四 集取をした愛がん動物用飼料又はその原材料（以下この条において「愛がん動物用飼料等」という。）を所有する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

五 集取をした愛がん動物用飼料等を製造した事業場の名称及び所在地（当該愛がん動物用飼料等が輸入されたものである場合には、当該愛がん動物用飼料等を輸入した輸入業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該愛がん動物用飼料等の種類、名称及び製造年月（当該愛がん動物用飼料等が輸入されたものである場合には、当該愛がん動物用飼料等の輸入年月）

六 集取をした愛がん動物用飼料等の試験の結果

七 その他参考となるべき事項

(身分を示す証明書の様式)

第 2 条 法第 13 条第 5 項において準用する法第 12 条第 2 項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。

附則

この省令は、法の施行の日（平成 21 年 6 月 1 日）から施行する

（表）

	第	号
愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第13条第5項において準用する同法第12条第2項の身分証明書		
写 真	氏名	
	生年月日	年 月 日
		年 月 日発行
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長		印

備考この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

（裏）

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（抄）

第12条 農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他の愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を採取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を採取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 前項の規定により立入検査、質問又は採取（以下「立入検査等」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4・5 （略）

第13条 農林水産大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、同項に規定する者の事業場、倉庫、船舶、車両その他の愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を採取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を採取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査等を行わせる場合には、センターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他の必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3・4 （略）

5 前条第2項及び第3項の規定は第1項の規定による立入検査等について、同条第5項の規定は第1項の規定による採取について、それぞれ準用する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第12条第1項又は第13条第1項の規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者